

## 世田谷区都市整備方針

業務実施年度	世田谷区新都市整備方針の策定(1991(平成3)～1995(平成7)年度) 同方針の防災項目についての内容拡充(1998(平成10)年度) 同方針の都市計画法による位置づけに伴う修正(2000(平成12)年度) 同方針の見直し準備及び見直し(2001(平成13)年度～現在) 注:関連業務として防災街づくり基本方針の策定 (1996(平成8)～1998(平成10)年度)
発注者	世田谷区・世田谷まちづくりセンター
担当	(株)首都圏総合計画研究所井上 赫朗、大戸 徹、広島 一嘉、北島 繁昭 ほか 現在(有)大戸まちづくり研究所主宰(平成7年～)

### 1. 新都市整備方針の策定(平成7年4月)まで

#### 1. 背景(新都市整備方針策定の背景)

世田谷区は、1985(昭和60)年に都市整備方針を全国に先駆けて策定した。

その後、バブル経済を経過して区を取り巻く状況が変化し、街づくりの進捗状況を踏まえた方針の改訂が必要となった。

また、5つの総合支所制度の発足に伴い、5つの地域ごとの地域整備方針の策定を基本とした地域からの街づくりを推進するための計画の必要性が拡大していた。

#### 2. (株)首都圏総合計画研究所の受託業務

本業務において、当研究所が携わったのは、大きくは以下の2項目である。

1)新都市整備方針の策定支援(世田谷区から受託)

5つの総合支所の街づくり課が主体となって検討した地域整備方針の調整・作成作業及び区全域を扱う都市整備の基本方針の調整・作成作業等(区都市計画課の支援)

注:地域整備方針(原案)づくりは、地域ごとに5つのコンサルタントが支援。

2)新都市整備方針に関する区民提案の作成支援(世田谷まちづくりセンターから受託)

新都市整備方針に関する区民提案セミナー・通信講座の運営支援

注: は行政サイド、 は住民サイドと業務の性格が異なるため、当研究所も と の担当を分けて対応した。

#### 3. 業務の概要

##### 1)新都市整備方針の策定支援

###### 1 策定経過

< 1991(平成3)年度 >

策定要領を区の都市計画課と5つの総合支所の街づくり課とで協議し、作成。

<1992(平成4)～1993(平成5)年度>

原案の作成(5つの地域の街づくり課が中心)

<1994(平成6)年度>

「区民提案セミナー」、「通信講座」等による区民意見の反映～素案の作成～地域説明会～案の作成～案の縦覧

<1995(平成7)年度>

新都市整備方針の印刷・発表～普及版の作成

## 2 策定体制

・地域整備方針を基本とする立場から、5つの総合支所の街づくり課が主体となって原案の作成が行われた。

・5つの地域整備方針の調整作業と、区全域を取り扱う都市整備の基本方針は、区の都市計画課が関係課との調整を含めて行った。

・別途、検討組織として学識経験者を含む検討委員会が設置された。

## 3 計画内容

・新都市整備方針は、区全域を扱う「都市整備の基本方針」と5つの地域を扱う「地域整備方針」から成り立っている。

・「都市整備の基本方針」が区全域を対象とする概括的な方針であるのに対して、「地域整備方針」は地域ごとの街づくりの方針が分野別に方針図を伴って語られ、さらに優先的に街づくりを進める地区(事業化重点等)を明らかにしている。

## 4 区民参加

・たたき台の地域ごとの説明会の開催(意見・提案シートにより区民意見を受ける。)

・区民提案セミナー・通信講座の実施(後述)

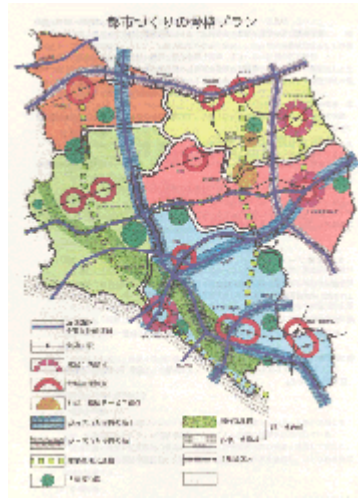
・意見・提案に対する回答書の発行と公開

・最終的には、案を作成して、都市計画決定の手続きに準じて縦覧を行う。

fig-1 新都市整備方針(たたき台)における各地域の「骨格プラン」張り合わせ図      fig-2 新都市整備方針(たたき台)における「都市づくりの骨格プラン」

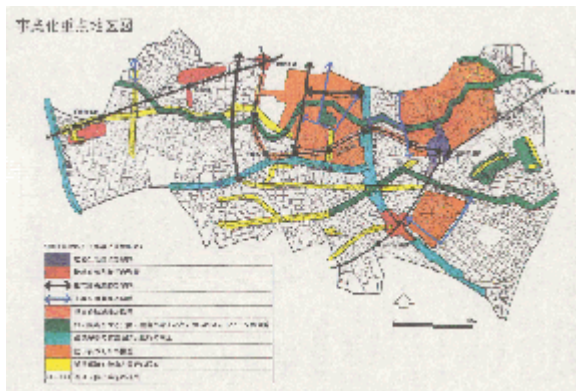


(fig-1) 各地域の「骨格プラン」を貼りあわせるとこんなに個性的なプランになりました。



(fig-2) 各地域の「骨格プラン」の共通事項を整理して都市全体のプランにまとめました。

fig-3 世田谷地域整備方針における「事業化重点地区図」(例示)



(fig-3) 概ね 10 年以内に完成あるいは着手すべき「事業化重点地区」を図示しています。

## 2) 区民提案セミナー・通信講座の運営支援

### 1 区民提案セミナーの実施(1994(平成6)年4～9月)

- ・公募により参加者約 50 名のセミナーを 10 回開催。
- ・前半 5 回は、たたき台のテーマ別の説明と意見交換。
- ・後半 5 回は、関心のあるテーマごとにグループ分けを行い、グループごとのワークショップと提案づくり。

- ・グループごとのテーマは次の 6 つ。

- A. 世田谷区の自立や自治のあり方、世田谷区のめざす都市イメージ
- B. 計画策定やまちづくり事業における住民参加のあり方
- C. こども、高齢者、障害者等の視点からのまちづくりのあり方

- D. 交通・道路のあり方
- E. 景観や街並み形成のあり方
- F. 緑、住宅、土地利用等の身近な生活環境のあり方

#### 2 通信講座の実施(区民提案セミナーと並行して実施)

- ・定員などの関係で区民提案セミナーに参加できなかった約 50 人を対象として実施。
- ・区民提案セミナーと同様の情報提供をテキスト・ニュースで配付して、個人の意見・提案を受けた。

#### 3 区民提案セミナー発表会の開催

- ・区民提案セミナー・通信講座参加者が、検討委員会(学識経験者を含む。)等に対してグループ提案・個人提案を発表し、意見交換を行う場を設けた。

## 4. 当業務の特色

総合支所制度に基づいて、地域からの街づくりの進展の中で支所が地域の整備方針づくりに大きな役割を担ったこと、また、新都市整備方針としてのとりまとめの中で、地域の街づくり課と区の都市計画課との連携のあり方が模索されたこと

地域整備方針では、その推進にあたって、概ね 10 年以内に完成あるいは着手すべき「事業化重点地区」と概ね 20 年以内に完成あるいは着手すべき「事業化誘導地区」を設定したこと

これまでの区民参加の実績を踏まえて、計画策定過程におけるさらなる区民参加の方式(区民提案セミナー等)が試みられたこと

## 5. 担当者よりひとこと

### 1) 方針づくりに主に携わったコンサルタントとして

世田谷区は、区の政策をつくる際に、区民の意志を無視しては成り立たないという立場にあると思います。区民提案セミナー等の試みは、そういう姿勢に基くひとつのトライだったと思います。区の姿勢を受けて、区民がどう説得力を高め、どう力を貯えていくかが大きな課題となっていくと思います。(大戸)

地域ごとの原案やたたき台を区民提案セミナー等で区民に公表し、意見・提案を求めるのと並行して区の関係課ではたたき台の内容検討を始めました。手順としては、区の関係課での調整を済ませたものを区民に公表するのが一般的かなと思っていました。これほどオープンな公開をするとは、柔軟な区の姿勢に驚きました。(広島)

### 2) 区民提案づくりに主に携わったコンサルタントとして

区民提案セミナーでは、グループ分けの時点で、たたき台にはあがっていないテーマとして「住民参加」や「子ども、高齢者、障害者等の視点からのまちづくり」といった生活者の視点からのテーマが出されました。これらは、今後の計画づくりのあり方にヒントとなるものだと思います。(井上)

コンサルタントになって最初に関わったのが、区民提案セミナー・通信講座でした。住民の方々が意見を闘わせている現場を始めて見て感動しました。(北島)

## 2. 新都市整備方針の策定(平成7年4月)以降

### 1. 「防災面での方針拡充」と「都市計画法に基づく方針としての位置づけの追加」

新都市整備方針は、策定直前の1995(平成7)年1月の阪神・淡路大震災が起こったため、策定時から防災面での方針拡充が必要となった。

また、策定過程であった平成4年の都市計画法改正により、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定が義務づけられたことから、本方針は当初より「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としていくことを念頭に策定され、都市計画に係る街づくり事業を展開する根拠とされてきていた。

このような中で、次のような取り組みが進められた。

< 1996(平成8)～1998(平成10)年度 >

防災街づくり基本方針の策定

< 1998(平成10)年度 >

「新都市整備方針」の防災面での方針拡充

< 2000(平成12)年度 >

「都市整備方針(都市計画に関する基本的な方針)」と名称変更

- 都市計画法に基づく方針としても位置づけ -

### 2. 計画期間の中間点での見直し(「中間見直し」)

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」としても位置づける作業の中で、地域別の説明会等を開催したところ、方針の内容について多くの意見が出された。

その中で「中間見直し」の中で区民の意見を反映させるという考え方を盛り込んだ。「中間見直し」とは、計画期間20年の中間点である2004(平成16)年度を目処に5地域の「地域整備方針」を中心に計画内容を見直すものである。なお、都市整備方針のうち、区全体の方針である「都市整備の基本方針」は区が基本的に持ち続ける姿勢を示したものであるため、原則として見直さないものとした。

このような中で、次のような取り組みが進められた。

< 2001(平成13)年度 >

中間見直しの作業方針の検討

< 2002(平成14)年度 >

「事業化重点地区」の評価作業

：「事業化重点地区」とは、策定時から10年以内に完成あるいは着手すべき地区で、中間見直しの時点で計画期間がひとまず終了することになった。そこで、中間見直し作業の一環として、地区ごとに取り組み状況と今後の取り扱いを区民の意見を踏まえて定めた。

< 2003(平成15)年度 >

5地域の住民からなる提案検討会議による区民提案づくり

: 5地域の「地域整備方針」を中心に見直すにあたって、公募により地域住民からなる「地域整備方針提案検討会議」を組織(5地域全体で約150名が参加)して、今後の街づくりのあり方や地域整備方針見直しについての区への提案を検討している。

平成15年10月現在、「地域整備方針提案検討会議」による区への提案検討が熱心に進められ、当研究所スタッフはその取りまとめの応援などを行っているところです。今後の経過やスタッフの感動などについては、順次、加筆していく予定です。

なお、現在、世田谷区では、世田谷区都市整備方針のホームページが公開されています。

リンク先は次のとおりです。

[http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/toshiseibibu/02\\_toshikei/index.html](http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/toshiseibibu/02_toshikei/index.html)

(2003.10.10 文責 広島)